

## 知覚についての選言主義

横山幹子 (Mikiko Yokoyama)  
筑波大学図書館情報メディア研究科

“Disjunctivism and Non-disjunctivism: Making Sense of the Debate” (Fish, W. Disjunctivism and Non-disjunctivism: Making Sense of the Debate. Proceedings of the Aristotelian Society. Vol. 105, 2004, p. 119-127. ) の中で、Fish は、「实在論とは何か」というテーマのもとでなされた知覚の選言理論に対する Ayers の反論 (Ayers, M. What is Realism?. Proceedings of the Aristotelian Society. Supp. Vol. 75, 2001, p. 91-110. ) とそれに対する Snowdon の応答 (Snowdon, P. What is Realism?. Proceedings of the Aristotelian Society. Supp. Vol. 76, 2002, p. 201-228. ) はかみ合っていないことを指摘し、それは論争の本質がどこにあるのかが明らかになっていないせいであるとしたうえで、選言主義者と非選言主義者の論争を実りあるものにするためには、その論争の本質を明らかにしなければならないと論じている。

Fish によれば、その論争は、たとえば「緑の木を知覚しているかのように見える」場合に、内省的にそのような状態があるかどうかについての論争ではなく、方法論に関する論争、つまり、重要な方法論的原則である決定原則 (decisiveness principle) の受け入れを巡る論争なのである。そして、彼によれば、決定原則とは、「内省から学んだもの地位に関する原則であり、感覚的状态を分類する仕事に関わっているときに何を決定的と見なすべきであるかということに関する原則 (Fish, W. Disjunctivism and Non-disjunctivism: Making Sense of the Debate. p. 122)」であり、その原則によれば、感覚的状态を分類する際には、内省から学んだものが決定的な役割を果たすと考えられるのである。

この決定原則を受け入れるのが非選言主義である。その立場に立つならば、一人称の視点から幻覚と知覚が区別されないなら、幻覚も知覚も存在論的には同じ種類のものである。そして、この決定原則を受け入れないのが選言主義である。その立場に立つならば、一人称の視点から幻覚と知覚が区別されないとしても、それらは存在論的に異なる種類のものである。幻覚と知覚が区別されないからといって、主体が同じ種類の感覚的状态になければならないとは限らないのである。決定原則を受け入れているからこそ、一人称の視点から幻覚と知覚が区別されないということが、選言主義に対する批判になる。けれども、決定原則を受け入れないならば、同じことは、選言主義に対する批判にはならない。つまり、選言主義も非選言主義も同じ内省的証拠を認めている。この証拠は選言主義とも非選言主義とも両立可能なので、両者の間の論争を内省だけで解決することはできないのである。

以上のように、Fish は、幻覚と知覚に共通の内省的状態があるかどうかを尋ねることによっては、選言主義と非選言主義の論争に決着をつけることができないと論じる。そして、その論争を前に進めるためには、どちらの立場が認識論的に満足をもたらすものかを考察することが必要だと提案するのである。

そのような Fish の考えに対して、Snowdon は、“The Formulation of Disjunctivism: A

Response to Fish” (Snowdon, P. The Formulation of Disjunctivism: A Response to Fish. Proceedings of the Aristotelian Society. Vol. 105, 2004, p. 129-141. ) の中で、選言主義の形式化に努力する必要があるという Fish の考えに同意したうえで、にもかかわらず、Fish の提案した形式化は不適切だと論じるのである。

Snowdon が理解する Fish の提案は、以下の三つの主張の連言である。「(a) 非選言主義と選言主義の間の論争は、決定原則を受け入れるか拒絶するかに関するものである。そして、その際の決定原則とは、大まかに言えば、主体にとって同じに思えるすべての経験は、同じ基本的タイプのものであるという原則である。(b) その原則は、方法論的な提案であり、そのようなものとして割り当てられており、従って、論争は、結局方法論的なものである。(c) 選言主義者と非選言主義者の間には ((a)の線に沿った) 事実に関する論争もある。(Ibid. p. 131)」

Snowdon は、まず、非選言主義と選言主義の間の論争は、決定原則を受け入れるか拒絶するかに関するものであると考える理由があると論じる。なぜなら、彼によれば、たとえ選言主義者が決定原則を拒否する必要があるとしても、それだけでは、選言主義者が問題にしている知覚的経験にとって何が決定的かということについて何も述べていないからであり、また、「決定原則を必要とせずに、知覚と幻覚に共通の共有された経験的要素があると考える他の理由があると思う人がいるかもしれない (Ibid. p. 132)」ので、「非選言主義を決定原則の受け入れと同一視するもの間違っている (Ibid. p. 132)」からである。

次に、Snowdon は、決定原則とそれについての議論を方法論的なものとして理解すべきだという主張にも問題があると指摘する。まず、第一に、方法論的ということが何を意味するかが明らかではない。「方法論的」を、「決定原則は、ある目的の手段として、区別されることのできない経験が同じ種類に属するという提案をしている」と解釈することは可能かもしれないが、その場合、真偽が問題になるのは、区別されることのできない経験が同じ種類に属するということが何らかの目的に到達するための最善の方法であるかどうかになってしまい、総合的な問題が何らかのものに到達するための方法についての問題になってしまう。第二に、問題を方法論的なものとして解釈する根拠が与えられていない。第三に、方法論的な解釈がよいとわれわれに納得させる必要があるにもかかわらず、そのことはなされていない。第四に、Fish は問題が方法論的だと言っているのに、同時に重要な事実にかかわる論争があるとも言っていて、矛盾している。さらに、もし事実についての問題があるなら、なぜそれによって選言主義と非選言主義を分けないかが理解できない。最後に、二つの経験が同じタイプの経験であるという主張自体真偽が問われうるもののように思えるが、方法論が問題であるならば、そうはならない。彼は、そう論じるのである。

以上のように、Snowdon は、選言主義と非選言主義の論争が決定原則の受け入れを巡るものであること、論争は方法論的な問題であること、その二点に反対し、選言主義のテーゼとは、知覚的経験と非知覚的経験（たとえば幻覚）は同じ性質を持っており、主体の外にあるものにたどり着かないという考えを否定するものであると主張するのである。

本発表では、Fish の提案とそれに対する Snowdon の批判がそれぞれどのようなものであるかを概観したうえで、Fish の提案に対する Snowdon の批判が、的を射たものではなく、Fish の提案は、選言主義を巡る論争を考える際に、有効であるということ論じたい。